

令和8年度 土木学会全国大会見学会

みなと小樽 ぷらぷら歩きツアー

重要文化財の防波堤が守る運河と街 新幹線新小樽駅整備



申し込みページへ

1日バスコース
コースコード Y0G289

日 時 | **9月3日(木)**
9:00~17:00

集合場所 | 札幌駅北口(東コンコース側)

対象・定員 | 大会参加者(参加登録番号ありの方)・一般
(定員 40名/最少催行人員 20名)

参加費 | 大会参加者は無料
(但し、別途昼食代 ¥2,000-)

食事：昼食1回、添乗員：あり
利用バス会社／北海道中央バスグループ

行程 | 札幌駅→(札幌自動車道)→新幹線新小樽駅工事【現場】→奥沢水源地
→【昼食】(寿司)→北運河(北浜橋)→運河公園・日本郵船小樽支店→手宮線跡
→田中酒造→北防波堤→みなと資料館・南防波堤→(札幌自動車道)→札幌駅

主催：令和8年度土木学会全国大会実行委員会、催行：北海道中央バス(株)シービーツアーズカンパニー
お問合せ先：土木学会北海道支部(011-261-7742)・催行会社予約センター(011-221-0912)



旅行条件[要旨]

お申込みいただく前に、この旅行条件書とコースのご案内を必ずお読み下さい。詳しい旅行条件を説明した書面をご用意していますので、事前にご確認の上、お申込み下さい。
この書面は旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び旅行契約が締結されたときは、同法12条6に定める契約書面の一部となります。

この旅行は北海道中央バス（株）（以下「当社」という）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申込み及び契約成立時期

- (1) 所定の申込書に所定の事項を記入し、下記のお申込み金を添えてお申込みください。お申込み金は、旅行代金お支払の際差し引かせていただきます。
- (2) 電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出とお申込み金の支払いをしていただきます。
- (3) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、お申込み金を受領したときに成立するものとします。
- (4) お申込み金（お一人様）

旅行代金	お申込み金	旅行代金	お申込み金
3万円未満	6,000円	15万円未満	30,000円
6万円未満	12,000円	15万円以上	代金の20%
10万円未満	20,000円		

●団体・グループの契約について

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行の申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前（お申込みが間際の場合は当社が指定する期日までに）にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からのお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●旅行代金の適用

- (1) 参加されるお客様のうち、特に注釈がない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上（航空機利用のコースは満3歳以上）12歳未満の方はこども代金となります。

- (2) 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。

●旅行内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

●旅行代金の変更

前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、契約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことに伴う変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。

●取消料

- (1) 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けれます。

契約解除の日		取消料（お一人様）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 21日目にあたる日以前の解除（日帰り旅行にあっては11日目）	無 料
	2) 20日目（日帰り旅行にあっては10日目）にあたる日以降の解除（3～6を除く）	旅行代金の20%
	3) 7日目にあたる日以降の解除（4～6を除く）	旅行代金の30%
	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5) 当日の解除（6を除く）	旅行代金の50%
	6) 旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

*貸切船舶を利用する旅行については、上記の表によらず、コースページ内に記載する取消料によります。

*当社の責任とならない各種ローンの取扱上の事由に基づき、お取消になる場合も上記取消料をお支払いいただきます。

*お客様のご都合による出発日の変更・運送・宿泊機関等行程上の一部の変更についても、全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります。

- (2) お客様は下記に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除すること

ができます。

- ①契約内容の重要な変更が行われたとき
- ②前項に基づき旅行代金が増額改定されたとき
- ③不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき
- ④当社がお客様に対して、別途定める日までに、最終日程表を交付しなかったとき
- ⑤当社の責に帰すべき事由により契約書面に従った旅行実施が不可能となったとき

●当社による旅行契約の解除及び履行中止

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

- (2) 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。

- ①お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき
- ②お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき
- ③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき
- ④お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき
- ⑤お客様の人数が契約書面に記載した最少催行人員に満たないとき。
- ⑥この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目に当たる日より前）に旅行中止の通知をいたします。
- ⑦スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき
- ⑧天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社が関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または、そのおそれが極めて大きいとき

●旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくとも原則として払い戻しいたしません。

（コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません。）
●添乗員等
添乗員同行表示コースには、全行程に添乗員が同行します。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は、日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。また、添乗員の指示に従わない場合は、当社は旅行契約を解除することがあります。添乗員の業務は、原則として8時から20時までとします。

●当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害について賠償いたします。

- (2) 手荷物について生じた（1）の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、1人15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合は除きます。として賠償いたします。

●特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款、別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金または見舞金を支払います。

- ・死亡補償金：1500万円
- ・入院見舞金：2～20万円
- ・通院見舞金：1～5万円
- ・携行品損害補償金：お客様1名につき～15万円（ただし、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。）

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

●事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員、運送・宿泊機関等旅行サービス提供会社、または、お申込店にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

●個人情報の取扱について

当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行においては運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社及び販売店では、

- ①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内
- ②旅行参加後のご意見やご感想のご提供のお願い
- ③アンケートのお願い
- ④特典サービスの提供
- ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件 2026年7月1日を基準としています。また旅行代金は2026年7月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。